

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-102
処分の種類	仮清算金の徴収、交付				
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第102条第1項				
処分の概要	<p>施行者は、仮換地を指定した場合等により宅地の使用、収益を停止させた場合において、仮に算出した仮清算金を徴収し、又は交付することができる。</p>				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第102条第1項</p> <p>施行者は、①仮換地を指定した場合、②換地計画において換地を定めないとされる宅地に対して、従前の宅地の使用収益を停止させた場合には、必要があると認めるときは、清算金に準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収又は交付することができる。</p>				
基準の制定根拠	-				